

熊谷市玉井中央自治会規約

第 1 章 総 則

- (名 称)
第1条 本会は、玉井中央自治会（以下本会という）と称する。
- (目 的)
第2条) 本会は、会員相互の親睦と福祉の増進をはかるとともに、社会生活の向上発展に寄与することを目的とする。
- (組 織)
第3条 本会は、幹事会で入会を承認された者をもって構成する。
- (資 格)
第4条 本会に入会しようとする者は、幹事会が定める入会細則に基づき、幹事会の承認を得なければならない。
- (事 務 所)
第5条 本会の事務所は、玉井中央自治会館に置く。

第 2 章 事 業

- (事 業)
第6条 本会は、第2条に定める目的を達成するために次の事業を行う。
- 1 本会区域内の環境整備に関する事業。
 - 2 会員の福祉増進に関する事業。
 - 3 会員相互の親睦交流に関する事業。
 - 4 本会自治会館の管理運営に関する事業。
 - 5 関係諸団体との協力及び交流に関する事業。
 - 6 その他、幹事会が必要と認めた事業。

第 3 章 役 員

- (役 員)
第7条 本会に次の役員を置く
- 1 会 長 1名
 - 2 副 会 長 若干名
 - 3 会 計 2名
 - 4 専 門 部 長 6名
 - 5 幹 事 6名
 - 6 班 長 班ごとに1名
 - 7 会 計 監 査 2名
 - 8 三役推薦委員 6名

(任 務)

- 第8条 役員の任務は、つぎのとおりとする。
- 1 会長は自治会を代表し、すべての会務を統括する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその任務を代行する。
 - 3 会計は会長の指示を受け、金銭出納事務一切を行う。
 - 4 専門部長は会長の指示を受け、自己が担当する専門部の事業を行う。
 - 5 幹事は担当ブロックを統轄するとともに、所属する専門部長を補佐する。
 - 6 班長は担当班を統轄するとともに、所属する専門部の事業を補佐する。
 - 7 会計監査は自治会の経理と財産を監査する。
 - 8 三役推薦委員は会員の中から会長、副会長、会計及び会計監査の各候補者を推薦する。

(選 出)

- 第9条 役員の選出は次により行う。
- 1 会長、副会長、会計は、総会において選出する。
 - 2 専門部長は会長が委嘱する。
 - 3 幹事は各ブロックより1名選出し会長が委嘱する。
 - 4 班長は各班より1名選出し会長が委嘱する。
 - 5 会計監査は総会において選出する。
 - 6 三役推薦委員は原則として各ブロックの幹事が就任する。
 - 7 その他、外部団体役員等は幹事会で選出する。

(任 期)

- 第10条 役員の任期は次のとおりとする。但し、再任は妨げない。
- 1 会長、副会長、会計及び専門部長の任期は2年とする。
 - 2 上記1以外の役員の任期は1年とする。
 - 3 次期役員が決定するまでは、前任者が引き続きその職務を執行する。
 - 4 欠員により補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 期間は、4月1日から3月31日までとする。

(顧 問)

- 第11条 本会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問の就任及び退任は、会長が幹事会に諮り決定する。
 - 3 顧問は、会長の諮問に応じ会議に出席し、意見を述べることができる。

第 4 章 機 関

(機 関 の 種 類)

- 第12条 本会に次の機関を置く。
- 1 総会
 - 2 三役会
 - 3 幹事会
 - 4 専門部会
 - 5 三役推薦委員会

第 1 節 総 会

(性 格 及 構 成)

第 13 条 総会は、最高の議決機関であり、当該年度の班長と前年度の班長により構成する。

2 総会は構成員の3分の2以上を以て成立する。

(招 集)

第 14 条 総会は、定期総会と臨時総会とし、会長が招集する。

2 定期総会は年1回とし、原則として4月に開催する。

3 会長が必要と認めたとき、又は、会員の3分の2以上から総会に附すべき事項を明示して要請があったときは、速やかに臨時総会を開催しなければならない。

(付 議 事 項)

第 15 条 定期総会に付議する事項は、次のとおりとする。

1 事業計画案並びに歳入歳出予算案

2 事業報告並びに歳入歳出決算報告

3 会長、副会長、会計、会計監査の選出

4 規約改正案

5 その他、幹事会が必要と認めた事項

(運 営)

第 16 条 総会の議長は、班長の中から選出する。

2 総会の議事は、構成員の過半数により決定する。

3 可否同数の場合は、議長が決定する。

4 総会の決定は、会員に周知しなければならない。

第 2 節 三 役 会

(性 格 及 び 任 務)

第 17 条 三役会は、本会の協議機関として必要に応じて幹事会への提案事項を協議する。

(構 成)

第 18 条 三役会は、会長、副会長、会計によって構成する。

(招 集)

第 19 条 三役会は、必要に応じ会長が招集する。

第 3 節 幹 事 会

(性 格 及 び 任 務)

第 20 条 幹事会は、本会の執行機関として総会の議決に基づく会務の執行に必要な事項を決定する。

(構成)

第 21 条 幹事会は、会長、副会長、会計、専門部長、幹事によって構成する。

(招集)

第 22 条 幹事会は、会長が招集する。

2 幹事会は、原則として毎月 1 回開催する。

3 その他、会長が認めたとき、又は、幹事会構成員の過半数から付議すべき事項を明示して要請があったときは、速やかに幹事会を開催しなければならない。

第 4 節 専門部会

(専門部の種類)

第 23 条 本規約第 6 条に定める目的達成のために次の専門部を置く。

1 総務部

2 文化部

3 体育部

4 交通・防犯部

5 防火・防災部

6 環境部

(任務)

第 24 条 各専門部の任務は、幹事会で定める。

(構成)

第 25 条 専門部は、部長、副部長各 1、及び部員若干名で構成する。

(招集)

第 26 条 専門部会は、各部長が招集する。

2 その他、幹事会の要請があるとき、又は、所属部員の過半数から要請があるときは、速やかに部会を開催しなければならない。

第 5 節 三役推薦委員会

(性格及び任務)

第 27 条 三役推薦委員会（以下委員会と云う）は、会員の中から次期会長、副会長、会計（以下三役と云う）の候補者を、又、班長の中から会計監査の候補者を選出し、総会に提案する。

(構成)

第 28 条 委員会は、各ブロックから選出された 6 名の委員で構成する。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

第 5 章 会計

(経費)

